

筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業仕様書

1, 事業名称

筑紫野市公共施設 LED 照明設備リース事業

2, 事業実施場所

筑紫野市内

3, 工事期間

契約締結の翌日から令和 7 年 1 月 31 日まで

4, リース期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 17 年 1 月 31 日まで

5, 対象基数

別紙 1 のとおり

6, 業務内容

(1) 業務計画書の提出

受注者は、業務の履行にあたっては、「8, 提出書類一覧」に定める実施計画書を作成のうえ、本市に提出し承認を得るものとする。

(2) LED 照明器具の仕様等

①総則

- a 照明器具及び付属部品等は新品であること。また、均斉度を鑑みて、1 対 1 以上で交換すること。
- b 日本国内メーカーの製品であって、ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得した工場等で製造した製品であること。
- c 各種法令、規格、ガイドライン等に適合した製品又は同等以上と認められる製品であること。
- d LED モジュールの定格寿命が 40,000 時間以上の製品であること。
- e 調光を採用する施設はタブレットとスイッチの双方で制御が可能なこと。また、通信障害を来すことがないように使用する周波数帯に配慮すること。

②農業者トレーニングセンターアリーナ高天井照明仕様

- a 筑紫野市地域防災計画に基づく二次避難所としての使用を想定し、個別調光制

御（5～100%）機能を有し、10種以上の調光グループパターンを登録できる製品であること。

- b 100%点灯時に床面で500ルクスの照度を確保できる製品であること。
- c 色温度は5,000K程度を確保できる製品であること。
- d エネルギー消費効率が180lm/W以上の製品であること。
- e 施設利用者のまぶしさ軽減のため、グレア対策を講じること。
- f 平均照度に関しては、100%点灯時で床面500ルクスを確保すること。なお、保守率は0.80、反射率は床30%・天井30%・壁30%とする。

③山家スポーツ公園テニスコート・野球場、筑山中学校グラウンドナイター設備投光器仕様

- a 防塵防水仕様がIP性能55以上を満たす製品であること。
- b 遠隔地(事務所)から各ポールのオンオフ制御及び調光制御（10%～100%）が可能な製品であること。
- c エネルギー消費効率が110lm/W以上の製品であること。
- d 施設利用者等の安全確保のため、落下防止ワイヤー等による落下防止措置を講じること。
- e 近隣住民から光害に関する要望や苦情が寄せられる場合には、遮光ルーバーによる光害防止措置を講じること。なお、遮光ルーバーの設置に掛かる費用については、受注者が負担するものとする。
- f 平均照度に関しては、施設、設備ごとに下記の基準を確保すること。
 - ・山家スポーツ公園テニスコート（主な用途：テニス）：平均300ルクス
 - ・山家スポーツ公園野球場(主な用途：軟式野球、ソフトボール)：内野平均500ルクス、外野平均300ルクス
 - ・筑山中学校グラウンド（主な用途：軟式野球、サッカー）：平均300ルクス

④街路灯

- a 本仕様書において特に定めがないものについては、次の規格を適用すること。
 - ・LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（国土交通省）
 - ・道路照明施設設置基準・同解説（国土交通省・(社)日本道路協会）
 - ・道路・トンネル照明器材仕様書（平成30年改訂（一社)建設電気技術協会）
- b LEDモジュール及びLED制御装置が内蔵された製品であること。
- c 交換により既設照明設備より受圧面積が大きくなる場合は、JIL1003:2009「照明用ポール強度計算基準」に即してポール強度を確認すること。
- d 風速60m/sに耐えうる構造を有する製品であること。
- e 道路利用者等の安全確保のため、落下防止ワイヤー等による落下防止措置を講じ

ること。

f 下表のとおり、電波障害の発生が抑制されている製品であること。

周波数範囲 (MHz)	許容値
0.5265 以上 5 以下	56dB 以下
5 を超え 30 以下	60dB 以下
30 以上 300 以下	55dB 以下

g 落雷による故障等の低減を図るため、電源線と筐体との間に 15kV のサージ電圧が印加されても故障が無く、再使用が可能な製品であること。

h LED 照明機器の機能や性能を検査できる施設を所有するメーカーが製造する製品であること。

i LED 照明機器の本体色は、既設道路照明灯と同系色のものを使用することとし、詳細は発注者と協議のうえ決定すること。

j LED 照明機器への更新後も、既設の道路照明灯と同等以上の照度分布を確保することを原則とする。ただし、現地調査の結果や現地の状況に応じて、発注者に新たな提案を行うことは妨げない。

⑤公園灯・防犯灯（パープルプラザ敷地等）

a 本仕様書において特に規定がないものは、次の規格を適用すること。

- ・道路、広場及び公園の照明設計基準（JIS）
- ・光害対策ガイドライン [街路照明器具のガイド]（環境省）
- ・防犯灯の照度基準（(公社) 日本防犯設備協会）

b 透過性カバーがアクリル樹脂と同等以上の耐候性を持つ製品であること。

c 現在、電子式自動点滅器機能を有するものは、引き続きその機能を使用出来るようにすること。

d 防塵防水仕様が IP 性能 44 以上を満たす製品であること。

(3) 設置工事

①受注者は、受注者の責任のもと、筑紫野市内の電気工事業者等により設置作業を施工するものとし、当該作業に必要な資格を有する者を選定すること。ただし、工法に関する特許や市内の電気工事業者の人員体制等の事由により、これによることができない場合は、速やかに発注者と協議すること。

②工事着手前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施するものとし、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者に報告し、協議すること。

③受注者は、業務着手時、月末、納品時、その他発注者が必要と認めるときは、打合せ協議を実施するものとする。また、受注者は、工事着手前に、発注者と施工日程、時

間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容を報告すること。

- ④設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- ⑤設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- ⑥停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- ⑦工事期間中、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを提出するものとする。
- ⑧施工にあたり、施設運営への影響が最小限となるよう配慮するとともに、施設利用者等の安全に配慮した施工管理とすること。
- ⑨搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- ⑩作業車及び運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の施設の敷地内における必要な場所については、事前に発注者の承諾を得ること。
- ⑪既設照明器具撤去に伴い、天井改修等が必要な場合は、これを受注者の負担で行い、現状復旧を行うこと。
- ⑫発注者との協議により必要とされる箇所については、設計照度分布図を作成し、照明の配置変更が必要な場合は、発注者と協議すること。
- ⑬施工に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、発注者と協議のうえ、原則受注者がこれを行うこと。
- ⑭作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は清掃を行うこと。
- ⑮施工前後に照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を行い、その結果を発注者に報告すること。
- ⑯照明器具設置前後の照度計による測定を行い、その結果を発注者に報告すること。
- ⑰撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については、関係法令を遵守し、受注者で処分すること。
- ⑱PCBを含む安定器等があった場合は、取扱いについて発注者と協議すること。
- ⑲アスベスト含有のおそれがある既設天井ボードに開口を設ける必要がある場合は、アスベストを含有するとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえ適切な方法で作業を行うこと。
- ⑳本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版に準拠するものとし、遵守すること。

(4) 賃貸借業務

①賃貸借業務の内容

- a LED 照明器具及び設置に必要な付属品一式
- b LED 照明器具更新に係る作業費
- c 既存器具等の処分費用
- d 賃貸借金利
- e 動産総合保険等の保険費用
- f 維持管理費用（緊急修理、不点灯時の対応等）

②賃貸借期間

リース開始日より、10 年間（120 か月）の賃貸借を開始するものとし、全ての対象施設の賃貸借を令和 7 年 2 月 1 日までには開始することとする。なお、令和 7 年 1 月 31 日前に工事が完了した場合は、賃貸借の開始を前倒しすることとし、各施設の施工及び賃貸借開始のスケジュールについては、受注者提案及び発注者との協議により決定するものとする。

③維持管理業務

照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED 照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

- a 設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下（設置後 40,000 時間以内に設置後照度測定の平均照度の 70%未満）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について発注者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を発注者に報告すること。
- b 受注者は照明器具の賃貸借期間開始から終了までの間、適切な動産総合保険に加入し、器具に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。なお、照明器具の設置後から賃貸借期間開始までの間については、メーカー保証により、交換等の措置を行うものとする。
- c 受注者は、維持管理業務として LED 照明設備の修理、交換を行うときは、受注者の責任のもと、筑紫野市内の電気工事業者等により修理等の作業を施工するものとし、当該作業に必要な資格を有する者を選定すること。ただし、工法に関する特許や市内の電気工事業者の人員体制等の事由により、これによることができない場合は、速やかに発注者と協議すること。
- d 受注者は、少なくとも平日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間、本市からの修繕依頼等の受付のための体制を構築するとともに、緊急連絡先、担当者名等を記載した書面を発注者及び各施設に届け出るものとする。また、届出内容に変

更が生じた場合は、速やかに変更の内容を届け出るものとする。

- e 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得たうえで、発注者負担により物品の取り外し、設置及び調整をするものとする。この際、照明器具の取り外し、設置及び調整に必要となる情報を発注者に提供すること。
- f 設置箇所を変更した照明器具についても、賃貸借期間終了まで維持管理の対象とすること。

④検査

- a 取替工事の完了した施設は、速やかに「8, 提出書類一覧」で定める完成図書を提出し、検査を受けること。
- b 足場（脚立足場を除く。）を使用して取替工事を行った箇所については、事前に発注者に報告し、検査時期の協議を行うこと。
- c 検査は受注者の立会いのもと行うこと。
- d 検査で是正指示があった箇所については、受注者の責任において賃貸借期間開始日までにこれを是正し、是正報告（是正前後写真等）を発注者に行うこと。

⑤賃貸借期間終了後の器具の取扱い

賃貸借期間終了後の器具一式は、無償で発注者へ引き渡すものとする。

7, その他特記事項

- (1) 受注者は、賃貸借期間開始日を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めること。
- (2) 本事業の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 事業者が企画提案を行った項目やプレゼンテーション及びヒアリング内容については、本市と協議のうえ、必要に応じて契約締結時に仕様書に追加するものとする。
- (4) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議をし、これを処理するものとする。
- (5) 本事業の履行にあたっては、建築基準法、消防法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律および本事業に係る法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、政令で定めるものに準拠すること。
- (6) 賃借料の支払については、月払いとし、1ヶ月の期間終了後、事業者からの請求により30日以内に支払うこととする。

8、提出書類一覧

次に掲げる書類2部及びデータ一式を期日までに発注者に提出すること。

期日	提出書類	内 容	備 考
施工前	実施計画書	①業務実施方針	
		②実施工程表	
		③施工体系図	
		④緊急時連絡体制	
施工後	完成図書	①照明器具配置図	
		②照明器具設置前後の写真	
		③官公署へ提出した届出、報告書	
		④照明器具一覧	
		⑤照度測定結果一覧	部屋毎に記載すること
		⑥絶縁抵抗・導通試験結果一覧	
		⑦照明器具仕様書	
		⑧産業廃棄物処理管理票	
		⑨維持管理に係る緊急連絡先及び担当者	